

別表2の凡例

(b) 協議、同意、許可・認可・承認

1. 「分野」欄及び「通番」欄は、第2次勧告別紙1と同じである。
2. 「見直し対象」欄は、見直し対象範囲に該当する協議、同意、許可・認可・承認の概略を示した。なお、協議を受け、又は同意、許可・認可・承認を行う者は、括弧内に記した。
 (例)・同意協議(大臣):大臣の同意を要する協議 (同意のみの場合を含む)
 ・協議(知事):知事への協議
3. 「講ずべき措置」欄の記号に対応して、具体的に講ずべき措置は以下のとおりである。
 なお、「×」の場合は、見直し対象を廃止すべきものである。

| 「講ずべき措置」欄の記号 | 本文の記述(「講ずべき措置」欄の記号に対応) 【 】内は本文の記述箇所 | 具体的に講ずべき措置 |
|--------------|---|-------------|
| 1a | 法制度上当然に、国の税制・財政上の特例措置が講じられる計画を策定する場合 【(b)(2)(i)(a)】 | 同意を要する協議を許容 |
| 1b | 地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うため国が定める総量的な具体的基準をもとに関係地方自治体が計画を策定する場合 【(b)(2)(i)(b)】 | |
| 1① | 法制度上当然に、国の施策を集中的・重点的に講ずるものとされており、法制上の特別の効果が生じる計画を策定する場合において、当該国の施策と当該計画との整合性を特に確保しなければ当該国の施策の実施に著しく支障が生ずると認められるもの 【(b)(2)(i)①】 | |
| 1② | 国(都道府県)に対して一定の事務の処理を義務付けることとなる場合であって、国(都道府県)の施策と整合性を特に確保しなければこれらの施策の実施に著しく支障が生ずると認められるもの 【(b)(2)(i)②】 | |
| 1③ | 地方自治体の区域を越えて移動する天然資源について広域的な観点から適正管理を行う場合であって、関係地方自治体の間では利害調整が明らかに困難であり、国が特にその処理の適正を確保する必要があるもの 【(b)(2)(i)③】 | |

| | | |
|----|--|------------------|
| 2① | <p>国・地方自治体の事務配分の特例を許容するために事務の移譲を受ける都道府県、市町村が協議を求める場合、又は国・地方自治体以外の主体と市町村(都道府県)間の事務配分の特例を都道府県(国)が許容する場合であって、<u>都道府県(国)が特にその処理の適正を確保する必要があるもの</u></p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(ii)①】</p> | 同意を要しない 協議を許容 |
| 2② | <p>地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うため国が定める総量的な目標に従って関係地方自治体が計画を策定する場合</p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(ii)②】</p> | |
| 2③ | <p>事務の処理に当たって当該地方自治体の区域を越える利害調整が必要であるが、関係地方自治体との間での利害調整が明らかに困難であり、<u>国(都道府県)が特にその処理の適正を確保する必要があるもの</u></p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(ii)③】</p> | |
| 2④ | <p>同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限が配分されているため、<u>国(都道府県)との調整が不可欠である場合</u>であって、私人の権利・義務に関わるもの</p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(ii)④】</p> | |
| 2⑤ | <p>同一の事案について国(都道府県)が異なる個別具体的な行政目的から重疊的に異なる権限を行使することが可能である場合、又は国(都道府県)が既に行った行政処分の内容と抵触する可能性がある権限を行使する場合であって、私人の権利・義務に関わるもの</p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(ii)⑤】</p> | |
| 2⑥ | <p>私人に対して課される義務付けを国及び地方自治体に対して免除している場合であって、国に対する協議を義務付ける相手方として地方自治体を国と同様に扱っている事務を処理するもの</p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(ii)⑥】</p> | |
| 3d | <p>刑法等で一般には禁止されていながら特別に地方自治体に許されているような事務を処理する場合</p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(iii)(d)】</p> | 許可・認可・承認を許容 |
| 3e | <p>公用収用・公用換地・権利変換に関する事務を処理する場合</p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(iii)(e)】</p> | |
| 3f | <p>補助対象資産、国有財産処分等に関する事務を処理する場合</p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(iii)(f)】</p> | |
| 3g | <p>法人の設立に関する事務を処理する場合</p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(iii)(g)】</p> | |
| 3h | <p>国の関与の名宛人として地方自治体を国と同様に扱っている事務を処理する場合</p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(iii)(h)】</p> | |
| 3① | <p>私人に対しては許可・認可を行うものとされている事業を地方自治体が行う場合であって、地方自治体の事務として定着していないもの</p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(iii)①】</p> | |

| | | |
|----------------------|---|---------------|
| 4① | 同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限が配分されているため、 <u>国(都道府県)との調整が不可欠である場合</u> 【(b)(2)(iv)①】 | 意見聴取を許容 |
| 5① | 私人に対しては許可・認可を行うものとされている事業を地方自治体が行う場合であって、 <u>事前に国(都道府県)が特に把握しておく必要が認められるもの</u> 【(b)(2)(v)①】 | 事前報告・届出・通知を許容 |
| 6① | 法制度上、国の税制・財政・法制上の特例措置を講ずることを促す場合 【(b)(2)(vi)①】 | 事後報告・届出・通知を許容 |
| 6② | 法制度上、講じられる事後的な是正措置の端緒として把握する必要がある場合 【(b)(2)(vi)②】 | |
| 2※ 4※ 5※ 6※ | 第1章3(b)(2)において「(i)(ii)(iv)(v)の項目のうち下破線部分には該当しないが、それ以外の部分に該当しているものについては、下破線部分に該当しない程度に応じて個々に判断し、それぞれの場合に許容するものとされている同意を要する協議、同意を要しない協議、意見聴取、事前報告・届出・通知よりも弱い形態のものとする。」とされており、これに基づき「同意を要しない協議」「意見聴取」「事前報告・届出・通知」「事後報告・届出・通知」が必要と判断する場合は、それぞれ2※、4※、5※、6※と記載。 | |

4. 「備考」欄は、次の場合に記載した。

- ① 「講ずべき措置」欄で、2※、4※、5※、6※と記したものについて、許容される形態を示す場合。
- ② 見直しに当たり特に留意すべき点を当委員会として指摘する場合。

(b) 協議、同意、許可・認可・承認

凡例
 ○: 勧告通り実施
 △: 一部実施
 ◆: 存置許容
 ×: 未実施

| 分野 | 通番 | 法律 | 条 | 項 | 見直し対象 | 講ずべき措置 | 備考 | 見直し状況 | |
|----|----|------------------------------------|---------|------|-----------|---|---------------------|-------|---|
| | | | | | | | | 1次見直し | 2次見直し |
| 2 | 1 | 地方自治法 | 第296条の5 | 第2項 | 同意協議(知事) | × | | ○ | |
| | | | 第296条の5 | 第5項 | 同意協議(知事) | × | | ○ | |
| 3 | 3 | 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律 | 第3条 | 第1項 | 協議(知事) | 1a(2項2号~4号に係る部分) ×(その他) | | ○ | |
| 3 | 6 | 自転車競技法 | 第54条 | 第1項 | 許可(大臣) | 3d | | ◆ | |
| 3 | 7 | 小型自動車競走法 | 第58条 | 第1項 | 許可(大臣) | 3d | | ◆ | |
| 4 | 17 | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 | 第31条の9 | 第3項 | 協議(大臣) | 2⑤ | | ◆ | |
| 4 | 29 | 道路交通法 | 第22条の2 | 第2項 | 協議(監督行政庁) | 2⑤ | 特定された場合における「協議」にすべき | ◆ | |
| 4 | 32 | 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 | 第5条 | 第4項 | 同意協議(大臣) | 2⑤ | | | ○ |
| | | | 第7条 | 第2項 | 同意協議(大臣) | 2⑤ | | | ○ |
| | | | 第23条 | 第3項 | 同意協議(大臣) | 2⑤ | | | ○ |
| | | | 第24条 | 第2項 | 同意協議(大臣) | 2⑤ | | | ○ |
| 5 | 2 | 国土利用計画法 | 第9条 | 第10項 | 同意協議(大臣) | 4① | | △ | ・土地利用基本計画は、総合的・計画的な国土利用を図るための計画であり、具体的な土地利用に関する措置の指針となるものである。 具体的な土地利用に関する措置について国が実施・関与するもの(都市計画、農地の転用、保安林の指定、国立公園の指定等)がある以上、国と都道府県との間で事前調整が行われなければならない。国の土地利用に関する措置と齟齬や矛盾を生ずる計画が策定され、土地利用基本計画に期待される本来の機能発揮ができなくなる。 ・土地利用基本計画段階での国との調整は、異なる土地利用相互間でどのような土地利用が適当かを総合的観点から協議するものであり、それと個別規制法という特定の観点からの調整とは、性格が異なるものである。 ・また、現行制度においては個別規制法の実施に際しては一定の範囲で国が関与するが、土地利用基本計画策定の段階で国土交通大臣との協議を通じて国レベルにおける個別規制法所管省庁間で十分に総合的調整を行うことにより、個別規制法実施段階における所管省庁との調整を円滑に行うことができるという効果もある。 ・国土利用計画法は、国土利用の概括的・中長期的なビジョン(例:平成29年の農用地、宅地等の規模目標)であり、即地的・具体的な土地利用の調整について国土利用計画法に位置づけることは困難である。 ・以上のように、土地利用基本計画の趣旨・目的を踏まえ、その実効性を確保するには、一方的に意見を聴くにとどまる「意見聴取」では調整手続きとして不十分であり、少なくとも国と都道府県との間で協議(大臣の同意なし)を行うことが必要である。 一(23)国土利用計画法(昭49 法92) ・都道府県の土地利用基本計画の策定に係る国土交通大臣への同意を要する協議(9条10項)は、同意を要しない協議とする。 |
| | | | 第18条 | | 協議(国等の機関) | 2⑥ | | ◆ | |
| 5 | 13 | 奄美群島振興開発特別措置法 | 第3条 | 第7項 | 同意協議(大臣) | 1a(国の負担又は補助の割合の特例に係る部分) 6①(それ以外の財政上の特別措置に係る部分) ×(その他) | | ○ | |
| 5 | 17 | 山村振興法 | 第7条の2 | 第4項 | 同意協議(大臣) | × | | △ | ・勧告を受け入れ同意協議を廃止。ただし情報把握のため事後報告が必要。 国は、山村振興基本方針に基づいて市町村が定める山村振興計画に基づく事業が円滑に実施されるよう、関係地方公共団体に対し、助成その他必要な措置を講じなければならない(法第10条)。本協議を単に廃止した場合、国が山村振興基本方針の内容を把握できず、当該助成等を的確に講じることができなくなる。したがって、情報把握のため事後報告を措置する必要がある。 |
| 5 | 18 | 過疎地域自立促進特別措置法 | 第6条 | 第1項 | 協議(都道府県) | 1a(2項2号~9号に係る部分) ×(その他) | | ○ | |
| | | | 第15条 | 第3項 | 協議(都道府県) | × | | ○ | |

| 分野 | 通番 | 法律 | 条 | 項 | 見直し対象 | 講ずべき措置 | 備考 | 見直し状況 | |
|----|----|------------------------------------|---------|------|-----------|---|---------------------|-------|---|
| | | | | | | | | 1次見直し | 2次見直し |
| 2 | 1 | 地方自治法 | 第296条の5 | 第2項 | 同意協議(知事) | × | | ○ | |
| | | | 第296条の5 | 第5項 | 同意協議(知事) | × | | ○ | |
| 3 | 3 | 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律 | 第3条 | 第1項 | 協議(知事) | 1a(2項2号~4号に係る部分) ×(その他) | | ○ | |
| 3 | 6 | 自転車競技法 | 第54条 | 第1項 | 許可(大臣) | 3d | | ◆ | |
| 3 | 7 | 小型自動車競走法 | 第58条 | 第1項 | 許可(大臣) | 3d | | ◆ | |
| 4 | 17 | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 | 第31条の9 | 第3項 | 協議(大臣) | 2⑤ | | ◆ | |
| 4 | 29 | 道路交通法 | 第22条の2 | 第2項 | 協議(監督行政庁) | 2⑤ | 特定された場合における「協議」にすべき | ◆ | |
| 4 | 32 | 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 | 第5条 | 第4項 | 同意協議(大臣) | 2⑤ | | | ○ |
| | | | 第7条 | 第2項 | 同意協議(大臣) | 2⑤ | | | ○ |
| | | | 第23条 | 第3項 | 同意協議(大臣) | 2⑤ | | | ○ |
| | | | 第24条 | 第2項 | 同意協議(大臣) | 2⑤ | | | ○ |
| 5 | 2 | 国土利用計画法 | 第9条 | 第10項 | 同意協議(大臣) | 4① | | △ | ・土地利用基本計画は、総合的・計画的な国土利用を図るための計画であり、具体的な土地利用に関する措置の指針となるものである。 具体的な土地利用に関する措置について国が実施・関与するもの(都市計画、農地の転用、保安林の指定、国立公園の指定等)がある以上、国と都道府県との間で事前調整が行われなければならない。国の土地利用に関する措置と齟齬や矛盾を生ずる計画が策定され、土地利用基本計画に期待される本来の機能発揮ができなくなる。 ・土地利用基本計画段階での国との調整は、異なる土地利用相互間でどのような土地利用が適当かを総合的観点から協議するものであり、それと個別規制法という特定の観点からの調整とは、性格が異なるものである。 ・また、現行制度においては個別規制法の実施に際しては一定の範囲で国が関与するが、土地利用基本計画策定の段階で国土交通大臣との協議を通じて国レベルにおける個別規制法所管省庁間で十分に総合的調整を行うことにより、個別規制法実施段階における所管省庁との調整を円滑に行うことができるという効果もある。 ・国土利用計画法は、国土利用の概括的・中長期的なビジョン(例:平成29年の農用地、宅地等の規模目標)であり、即地的・具体的な土地利用の調整について国土利用計画法に位置づけることは困難である。 ・以上のように、土地利用基本計画の趣旨・目的を踏まえ、その実効性を確保するには、一方的に意見を聴くにとどまる「意見聴取」では調整手続きとして不十分であり、少なくとも国と都道府県との間で協議(大臣の同意なし)を行うことが必要である。 一(23)国土利用計画法(昭49 法92) ・都道府県の土地利用基本計画の策定に係る国土交通大臣への同意を要する協議(9条10項)は、同意を要しない協議とする。 |
| | | | 第18条 | | 協議(国等の機関) | 2⑥ | | ◆ | |
| 5 | 13 | 奄美群島振興開発特別措置法 | 第3条 | 第7項 | 同意協議(大臣) | 1a(国の負担又は補助の割合の特例に係る部分) 6①(それ以外の財政上の特別措置に係る部分) ×(その他) | | ○ | |
| 5 | 17 | 山村振興法 | 第7条の2 | 第4項 | 同意協議(大臣) | × | | △ | ・勧告を受け入れ同意協議を廃止。ただし情報把握のため事後報告が必要。 国は、山村振興基本方針に基づいて市町村が定める山村振興計画に基づく事業が円滑に実施されるよう、関係地方公共団体に対し、助成その他必要な措置を講じなければならない(法第10条)。本協議を単に廃止した場合、国が山村振興基本方針の内容を把握できず、当該助成等を的確に講じることができなくなる。したがって、情報把握のため事後報告を措置する必要がある。 |
| 5 | 18 | 過疎地域自立促進特別措置法 | 第6条 | 第1項 | 協議(都道府県) | 1a(2項2号~9号に係る部分) ×(その他) | | ○ | |
| | | | 第15条 | 第3項 | 協議(都道府県) | × | | ○ | |

(b) 協議、同意、許可・認可・承認

凡例
 ○: 勧告通り実施
 △: 一部実施
 ◆: 存置許可
 ×: 未実施

| 分野 | 通番 | 法律 | 条 | 項 | 見直し対象 | 講ずべき措置 | 備考 |
|----|----|---------------------------------|------|-----|----------|----------------------------|----|
| 5 | 19 | 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律 | 第5条 | 第8項 | 同意協議(知事) | 1②(7項2号、3号に係る部分) ×(その他) | |
| 5 | 22 | 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律 | 第4条 | 第4項 | 協議(大臣) | × | |
| | | | 第5条 | 第4項 | 協議(知事) | × | |
| 5 | 30 | 公有水面埋立法 | 第27条 | 第3項 | 協議(大臣) | × | |
| | | | 第29条 | 第3項 | 協議(大臣) | × | |

| 見直し状況 | | 一部実施又は未実施の理由 (各府省回答) |
|-------|-------|---|
| 1次見直し | 2次見直し | |
| | ○ | |
| | △ | <p>・勧告を受け入れ協議を廃止。ただし情報把握のため事後報告が必要。</p> <p>基本方針には、都道府県が取り組む農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の状況が記載される。国は、基本方針に基づいて市町村が作成する市町村計画の実施に必要な事業を行う者等に対する援助の実施に努めるものとされている(法第14条)。本協議を単に廃止した場合、国が基本方針の内容を把握できず、当該援助等を都道府県が取組と連携して効果的に実施することができなくなる。したがって、情報把握のため事後報告を措置する必要がある。</p> |
| | △ | <p>・勧告を受け入れ協議を廃止。ただし情報把握のため事後報告が必要。</p> <p>市町村計画には、市町村が取り組む農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の状況が記載される。地方公共団体は、基本方針に基づいて市町村が作成する市町村計画の実施に必要な事業を行う者等に対する援助の実施に努めるものとされている(法第14条)。本協議を単に廃止した場合、都道府県が基本方針の内容を把握できず、当該援助等を市町村の取組と連携して効果的に実施することができなくなる。したがって、情報把握のため事後報告を措置する必要がある。</p> |
| | × | <p>公有水面は、全国民の共有財産として国の所有に属するものであり、公有水面の埋立は、このような公有水面を特定の者の所有権の対象となる土地に変更するものであるため、免許手続で埋立地の用途を厳しく審査するとともに、竣功後の埋立地について免許された目的に従い適切に利用させることが不可欠である。</p> <p>公有水面の埋立免許の手続においては、免許権者と埋立権者が同一であり問題と国会において指摘されているなど、国の適切な関与を求める声が多く、竣功後の埋立地についても「埋立地の権利の移転若しくは設定又は用途の変更の許可に当たり、審査が厳正に行われるよう、適切な指導を行うこと」との国会決議が行われている。</p> <p>このような中、国土交通大臣への事前協議が廃止されると、許可事業の把握ができず、適切な指導ができなくなるおそれがある。例えば、地域固有の利害関係により左右された権利移転等が多発し、本来免許の目的としていた適正な土地利用が行われないおそれがある。また、一度権利移転や用途変更が行われると現状回復が難しく、御指摘のような地方自治法に基づく事後的な是正措置のみで対応することすれば、回復不可能な事態となることが想定されるところであり、このような事後的な是正措置のみでは国会の求める「適切な指導」として十分とはいえないと考えられる。</p> <p>したがって、引き続き事前協議を義務付けることが必要。</p> |
| | × | <p>公有水面は、全国民の共有財産として国の所有に属するものであり、公有水面の埋立は、このような公有水面を特定の者の所有権の対象となる土地に変更するものであるため、免許手続で埋立地の用途を厳しく審査するとともに、竣功後の埋立地について免許された目的に従い適切に利用させることが不可欠である。</p> <p>公有水面の埋立免許の手続においては、免許権者と埋立権者が同一であり問題と国会において指摘されているなど、国の適切な関与を求める声が多く、竣功後の埋立地についても「埋立地の権利の移転若しくは設定又は用途の変更の許可に当たり、審査が厳正に行われるよう、適切な指導を行うこと」との国会決議が行われている。</p> <p>このような中、国土交通大臣への事前協議が廃止されると、許可事業の把握ができず、適切な指導ができなくなるおそれがある。例えば、地域固有の利害関係により左右された権利移転等が多発し、本来免許の目的としていた適正な土地利用が行われないおそれがある。また、一度権利移転や用途変更が行われると現状回復が難しく、御指摘のような地方自治法に基づく事後的な是正措置のみで対応することすれば、回復不可能な事態となることが想定されるところであり、このような事後的な是正措置のみでは国会の求める「適切な指導」として十分とはいえないと考えられる。</p> <p>したがって、引き続き事前協議を義務付けることが必要。</p> |

(b) 協議、同意、許可・認可・承認

凡例
 ○: 勧告通り実施
 △: 一部実施
 ◆: 存置許容
 ×: 未実施

| 分野 | 通番 | 法律 | 条 | 項 | 見直し対象 | 講ずべき措置 | 備考 |
|----|----|---------------------------|--------|-----|--------------|---|----------------------|
| 6 | 1 | 都市計画法 | 第5条 | 第3項 | 同意協議(大臣) | 1b | |
| | | | 第18条 | 第3項 | 同意協議(大臣) | 1①(都市再生特別地区、指定特定重要港湾に係る臨港地区、歴史的風土特別保存地区に関する都市計画) 1②(一般国道、高速自動車国道、都市高速鉄道、第一種空港、国が設置する面積10ha以上の公園・緑地、一級河川、一団地の官公庁施設に関する都市計画) 2②(都市計画区域の整備、開発及び保全の方針のうち区域区分の方針) 2④(上記以外の都市計画) | |
| | | | 第19条 | 第3項 | 同意協議(知事) | 2④ | 町村においては「同意を要する協議」を許容 |
| | | | 第23条 | 第1項 | 協議(大臣) | 2②(都市計画区域の整備、開発及び保全の方針のうち区域区分の方針に係る部分及び区域区分に関する都市計画について農業振興地域と市街化区域が重複する場合) ×(その他) | |
| 6 | 2 | 都市再生特別措置法 | 第46条 | 第6項 | 同意協議(知事) | 2① | |
| | | | 第46条 | 第9項 | 同意協議(知事) | 2① | |
| | | | 第51条 | 第2項 | 同意協議(大臣) | 1①(都市再生特別地区、指定特定重要港湾に係る臨港地区、歴史的風土特別保存地区に関する都市計画) 1②(一般国道、高速自動車国道、都市高速鉄道、第一種空港、国が設置する面積10ha以上の公園・緑地、一級河川、一団地の官公庁施設に関する都市計画) 2④(上記以外の都市計画) | |
| 6 | 3 | 都市再開発法 | 第99条の3 | 第3項 | 承認(大臣又は知事) | × | |
| | | | 第133条 | 第1項 | 同意協議(大臣又は知事) | × | |
| 6 | 4 | 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 | 第13条 | 第2項 | 協議(知事) | × | |
| | | | 第16条 | 第2項 | 同意協議(都道府県) | 1② | |
| | | | 第179条 | 第1項 | 認可(大臣又は知事) | 3e | |
| | | | 第204条 | 第1項 | 認可(大臣又は知事) | 3e | |
| | | | 第236条 | 第3項 | 承認(大臣又は知事) | × | |
| | | | 第277条 | 第1項 | 同意協議(大臣又は知事) | × | |
| 6 | 5 | 都市緑地法 | 第291条 | 第2項 | 同意協議(知事) | × | |
| | | | 第4条 | 第5項 | 同意協議(知事) | 1② | |
| 6 | 5 | 都市緑地法 | 第4条 | 第6項 | 同意協議(知事) | 1②(2項3号ロ(1)に係る部分) ×(その他) | |

| 見直し状況 | | 一部実施又は未実施の理由 (各府省回答) |
|-------|-------|---|
| 1次見直し | 2次見直し | |
| | ◆ | |
| ○ | | |
| ○ | | |
| × | | これまで区域区分(線引き)の軽易な変更に関する都市計画を定める際には、都道府県が農林水産大臣と協議を行うこととされ、協議が済んだ市街化区域内においては農地転用が届出のみで可能となる等都市的土地利用と農地保全との連携を確保する一体的な枠組みが確保されてきたところ。 農地法を改正することなく、都市計画法のみで対応した場合、農業振興地域であるか否かに関わらず、市街化区域内において、届出のみで転用できる農地と転用に許可を要する農地が併存し得ることとなり、住民等に多大な混乱をもたらすおそれがあり、また、現在の枠組みによって確保されている都市政策と農地・農業政策との連携・一体性が損なわれ、農林水産省も、農地行政上問題があるとの考え方を示していることと認識している。(なお、現行制度を前提とすれば、農業振興地域に指定された区域を、当該指定を解除することなく市街化区域に編入することは行われておらず、そのような場合にのみ協議を認めることは意味をなさない。) |
| | × | 法律上都道府県に与えられている権限を都道府県知事の同意を要しない協議により移譲することが可能となることについて、法制上の整理がなされない限り、措置は困難。 |
| | × | 法律上都道府県に与えられている権限を都道府県知事の同意を要しない協議により移譲することが可能となることについて、法制上の整理がなされない限り、措置は困難。 |
| | ○ | |
| | ○ | |
| | ○ | |
| | ◆ | |
| | ◆ | |
| | ◆ | |
| | ○ | |
| | ○ | |
| | ○ | |
| | ◆ | |
| | △ | (地域主権戦略大綱) ・基本計画に特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項を定める場合における市町村の都道府県知事への同意を要する協議(4条6項)に関し、当該事項の内容のうち、土地の買入れ及び買入れた土地の管理に関する事項、管理協定に基づく緑地の管理に関する事項及びその他特別緑地保全地区内の緑地の保全に関し必要な事項(同条2項3号ロ(2)から(4))に係る都道府県知事への同意を要する協議は、地方分権改革推進委員会の第3次勧告を踏まえて見直す。 具体的な見直し措置の内容については、法改正までに結論を得る。 ――一括法で対応(検討だったので△) |

(b) 協議、同意、許可・認可・承認

凡例
 ○: 勧告通り実施
 △: 一部実施
 ◆: 存置許可
 ×: 未実施

| 分野 | 通番 | 法律 | 条 | 項 | 見直し対象 | 講ずべき措置 | 備考 | 見直し状況 | |
|----|----|----------------------------------|-------|-----|-----------------------|--|-----------------------------------|-------|--|
| | | | | | | | | 1次見直し | 2次見直し |
| 6 | 5 | 都市緑地法 | 第14条 | 第8項 | 協議(知事) | 2⑥ | | ◆ | |
| | | | 第24条 | 第4項 | 同意協議(知事) | 1② | | ◆ | |
| | | | 第55条 | 第5項 | 協議又は同意協議(知事) | 5※(対象となる土地の区域が同項第1号の場合) 1②(対象となる土地の区域が同項2号、3号の場合) | 5※:1②のうち下破線部非該当により「事前報告・届出・通知」を許可 | | ○ |
| 6 | 7 | 駐車場法 | 第4条 | 第3項 | 協議(都道府県) | 1② | | ◆ | |
| 6 | 9 | 首都圏近郊緑地保全法 | 第8条 | 第4項 | 協議(都道府県) | 5※ | | ○ | |
| | | | 第15条 | 第2項 | 同意協議(大臣) | 6② | | ○ | |
| 6 | 12 | 近畿圏の保全区域の整備に関する法律 | 第3条 | 第1項 | 同意協議(大臣) | 6①(4条3号に係る部分) ×(その他) | | ○ | |
| | | | 第9条 | 第4項 | 協議(知事) | 5※ | 5※:1②のうち下破線部非該当により「事前報告・届出・通知」を許可 | ○ | |
| | | | 第16条 | 第2項 | 同意協議(大臣) | 6② | | ○ | |
| 6 | 15 | 新都市基盤整備法 | 第45条 | 第1項 | 同意協議(大臣又は知事) | 2④ | | × | 取用で得られた土地の処分について、第三者がチェックできなくなることにより、取用対象事業としての公共性の担保や従前の土地所有者等の権利保護(優先分譲の機会の確保)の観点で重大な問題となる。これは民間施行者等に対するチェックの仕組みと同様である。 第2種市街地再開発事業(都市再開発法)の管理処分計画の内容が、公用取用、公用換地、権利変換に関する事務であることを理由に存置(第3次勧告の対象外)される以上、同じ理由から存置しなければ、私人の財産権の保護に差異が生ずるおそれがある。 |
| | | | 第49条 | 第1項 | 同意協議(知事) | 6② | | ○ | |
| 6 | 16 | 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律 | 第4条 | 第2項 | 協議(大臣) | 1a | | ◆ | |
| 6 | 17 | 流通業務市街地の整備に関する法律 | 第3条の2 | 第6項 | 協議(大臣) | × | | ○ | |
| | | | 第26条 | 第1項 | 同意協議(大臣又は知事) | 2④ | | × | 流通業務団地造成事業は、その事業の公共性にかんがみ、都市計画事業としての取用権が付与されている。 したがって、処分計画の内容の妥当性について第三者によるチェック(同意を伴う協議)を法的に担保しなければ、処分計画ひいては事業そのものの公共性を形骸化させ、利害関係者の権利保護の観点で重大な問題がある。 |
| 6 | 18 | 中心市街地の活性化に関する法律 | 第9条 | 第5項 | 同意協議(地方住宅供給公社の設立団体の長) | × | | ○ | |
| 6 | 19 | 筑波研究学園都市建設法 | 第8条 | 第1項 | 協議(大臣) | 6①(7条2号、3号に係る部分) ×(その他) | | ○ | |
| 6 | 25 | 伊東国際観光温泉文化都市建設法 | 第3条 | 第2項 | 同意協議(経済産業局長) | × | | × | 国土交通省としては一括法で対応する用意があるが、経済産業大臣が関与する事項であり、貴室においても経済産業省に意向を確認されたい。 |
| 6 | 37 | 景観法 | 第22条 | 第4項 | 協議(景観行政団体の長) | 2⑥ | | ◆ | |
| | | | 第74条 | 第4項 | 同意協議(知事) | × | | △ | (地域主権戦略大綱) ・市の準景観地区の指定に係る都道府県知事への同意を要する協議(74条4項)は、同意を要しない協議とする。 ――一括法で対応(協議は残ったので△) |
| | | | 第83条 | 第2項 | 同意協議(知事) | × | | △ | 本規定は、協定の認可の際に、建築物に関し専門的知識を有する建築主事のチェックを必ず受けさせるため、建築主事が置かれていない市町村の長に対し、知事との「同意付き協議」を義務づけているものである。 仮に建築基準法と齟齬が生じるような景観協定が定められた場合、建築主等が混乱する事態(例えば、協定の内容に従ってわらぶき材料を屋根に使用すると、防火地域における防火上の安全性を満たさず、建築確認が下りないなど)が生じるおそれがある。 したがって、協定の認可に当たっては、建築主事のチェックが引き続き必要であるため、本規定については「同意を要しない協議」として存置されたい。 |
| 7 | 1 | 道路法 | 第25条 | 第5項 | 許可・協議(大臣) | 6② | | ○ | |
| | | | 第32条 | 第5項 | 協議(警察署長) | 2⑤ | | ◆ | |

| 見直し状況 | 一部実施又は未実施の理由(各府省回答) |
|-------|--|
| | |
| ◆ | |
| ◆ | |
| ○ | |
| ◆ | |
| ○ | |
| ○ | |
| ○ | |
| ○ | |
| × | 取用で得られた土地の処分について、第三者がチェックできなくなることにより、取用対象事業としての公共性の担保や従前の土地所有者等の権利保護(優先分譲の機会の確保)の観点で重大な問題となる。これは民間施行者等に対するチェックの仕組みと同様である。 第2種市街地再開発事業(都市再開発法)の管理処分計画の内容が、公用取用、公用換地、権利変換に関する事務であることを理由に存置(第3次勧告の対象外)される以上、同じ理由から存置しなければ、私人の財産権の保護に差異が生ずるおそれがある。 |
| ○ | |
| ◆ | |
| ○ | |
| × | 流通業務団地造成事業は、その事業の公共性にかんがみ、都市計画事業としての取用権が付与されている。 したがって、処分計画の内容の妥当性について第三者によるチェック(同意を伴う協議)を法的に担保しなければ、処分計画ひいては事業そのものの公共性を形骸化させ、利害関係者の権利保護の観点で重大な問題がある。 |
| ○ | |
| × | 国土交通省としては一括法で対応する用意があるが、経済産業大臣が関与する事項であり、貴室においても経済産業省に意向を確認されたい。 |
| ◆ | |
| △ | (地域主権戦略大綱) ・市の準景観地区の指定に係る都道府県知事への同意を要する協議(74条4項)は、同意を要しない協議とする。 ――一括法で対応(協議は残ったので△) |
| △ | 本規定は、協定の認可の際に、建築物に関し専門的知識を有する建築主事のチェックを必ず受けさせるため、建築主事が置かれていない市町村の長に対し、知事との「同意付き協議」を義務づけているものである。 仮に建築基準法と齟齬が生じるような景観協定が定められた場合、建築主等が混乱する事態(例えば、協定の内容に従ってわらぶき材料を屋根に使用すると、防火地域における防火上の安全性を満たさず、建築確認が下りないなど)が生じるおそれがある。 したがって、協定の認可に当たっては、建築主事のチェックが引き続き必要であるため、本規定については「同意を要しない協議」として存置されたい。 |
| ○ | |
| ◆ | |

(b) 協議、同意、許可・認可・承認

凡例
 ○: 勧告通り実施
 △: 一部実施
 ◆: 存置許容
 ×: 未実施

| 分野 | 通番 | 法律 | 条 | 項 | 見直し対象 | 講ずべき措置 | 備考 | 見直し状況 | |
|----|----|------------------|--------|-----|---------------|----------------------------|------------------|-------|--|
| | | | | | | | | 1次見直し | 2次見直し |
| 7 | 1 | 道路法 | 第37条 | 第2項 | 協議(警察署長) | 2⑤ | | ◆ | |
| | | | 第74条 | 第1項 | 協議(大臣) | × | | ○ | |
| | | | 第95条の2 | 第2項 | 協議(都道府県公安委員会) | 2⑤ | | ◆ | |
| 7 | 2 | 幹線道路の沿道の整備に関する法律 | 第10条の2 | 第4項 | 同意協議(知事) | 1②(開発行為の許可に係る部分) ×(その他) | | △ | 指定都市、中核市及び特例市については、第29条第1項の許可が必要となる行為を含め、第10条の2第4項に規定する都道府県知事の同意を不要とする。 指定都市、中核市及び特例市以外の市町村については、勧告には以下のとおり問題が存在するため、これらについては法制上の整理がなされない限り、措置は困難。 都市計画法第29条第1項又は第43条第1項に係る許可が必要な行為を沿道整備権利移転等促進計画に記載する場合において、都道府県知事の同意を必要としているのは、計画策定段階において、市街化調整区域における立地が適当か否かの判断を行うことで、計画策定後は立地に係る審査を法第10条の7第2項に規定する特例として省略し、事業実施を円滑に進めるためであり、仮に、都市計画法第43条第1項に係る行為を計画に定める場合について、都道府県知事の同意を不要とした場合、立地に係る判断が事前になされないため、法第10条の7第2項の特例の根拠が失われることとなる。 なお、「開発行為の許可に係る部分」の内容が必ずしも明らかでないが、都市計画法第29条第1項による開発許可のみを指すと解釈するとすれば、都市計画法第29条第1項による開発許可と、同法第43条第1項による許可は同趣旨の規定であるにもかかわらず、異なる措置を講ずべきとされている点で、整合性がとれていない。 |
| 7 | 8 | 道路整備特別措置法 | 第18条 | 第4項 | 許可・協議(大臣) | 6② | | ○ | |
| | | | 第19条 | 第4項 | 許可(大臣) | 6② | | ○ | |
| | | | 第21条 | 第4項 | 同意協議(大臣) | 6② | | ○ | |
| 7 | 9 | 地方道路公社法 | 第4条 | 第3項 | 協議(大臣) | × | | ○ | |
| 8 | 1 | 河川法 | 第6条 | 第6項 | 協議(大臣) | 2⑤ | | ◆ | |
| | | | 第79条 | 第2項 | 協議(知事) | × | 準用河川に係るものに限る | ○ | |
| 8 | 3 | 災害対策基本法 | 第16条 | 第4項 | 協議(知事) | 6② | | ○ | |
| | | | 第40条 | 第3項 | 協議(大臣) | 6② | | ○ | |
| | | | 第42条 | 第3項 | 協議(知事) | 6② | | ○ | |
| 8 | 5 | 水防法 | 第11条 | 第2項 | 協議(気象庁長官) | 1② | 「同意を要しない協議」のまま存置 | ◆ | |
| | | | 第32条 | 第2項 | 協議(知事) | × | | △ | 市町村等が水防計画を定める際の都道府県知事への協議は、水防を十分に果たすべき責任を有する市町村と、市町村等による水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する都道府県が、それぞれ作成する水防計画の間の整合性を担保するために義務づけられてきたものである。仮に何ら整合性が担保されなかった場合には、都道府県による水防活動の応援や資機材の調整に重大な支障が生じるため、都道府県の側が事後的に調整を行うにしても「届出・報告」は最低限必要である。 |
| 8 | 6 | 水害予防組合法 | 第34条 | 第3項 | 認可(知事) | 6② | | ○ | |
| | | | 第78条 | | 認可(知事) | 6② | | ○ | |
| 8 | 7 | 特定都市河川浸水被害対策法 | 第12条 | 第2項 | 同意協議(知事) | 1② | | ◆ | |
| 8 | 8 | 海岸法 | 第27条 | 第2項 | 承認(大臣) | 1a | 「同意を要する協議」とする | ○ | |
| 8 | 10 | 地すべり等防止法 | 第11条 | 第2項 | 協議(知事) | 2⑥ | | ◆ | |
| | | | 第20条 | 第2項 | 協議(知事) | 2⑥ | | ◆ | |
| | | | 第24条 | 第3項 | 協議(知事) | × | | ○ | |
| 8 | 19 | 活動火山対策特別措置法 | 第6条 | 第5項 | 協議(大臣) | 6① | | ○ | |
| 8 | 20 | 石油コンビナート等災害防止法 | 第33条 | 第2項 | 協議(大臣) | 1a | 「同意を要しない協議」のまま存置 | ◆ | |

| 見直し状況 | 一部実施又は未実施の理由(各府省回答) | |
|-------|---------------------|--|
| | 1次見直し | 2次見直し |
| ◆ | | |
| ○ | | |
| ◆ | | |
| △ | | 指定都市、中核市及び特例市については、第29条第1項の許可が必要となる行為を含め、第10条の2第4項に規定する都道府県知事の同意を不要とする。 指定都市、中核市及び特例市以外の市町村については、勧告には以下のとおり問題が存在するため、これらについては法制上の整理がなされない限り、措置は困難。 都市計画法第29条第1項又は第43条第1項に係る許可が必要な行為を沿道整備権利移転等促進計画に記載する場合において、都道府県知事の同意を必要としているのは、計画策定段階において、市街化調整区域における立地が適当か否かの判断を行うことで、計画策定後は立地に係る審査を法第10条の7第2項に規定する特例として省略し、事業実施を円滑に進めるためであり、仮に、都市計画法第43条第1項に係る行為を計画に定める場合について、都道府県知事の同意を不要とした場合、立地に係る判断が事前になされないため、法第10条の7第2項の特例の根拠が失われることとなる。 なお、「開発行為の許可に係る部分」の内容が必ずしも明らかでないが、都市計画法第29条第1項による開発許可のみを指すと解釈するとすれば、都市計画法第29条第1項による開発許可と、同法第43条第1項による許可は同趣旨の規定であるにもかかわらず、異なる措置を講ずべきとされている点で、整合性がとれていない。 |
| ○ | | |
| ○ | | |
| ○ | | |
| ◆ | | |
| ○ | | |
| ○ | | |
| ◆ | | |
| △ | | 市町村等が水防計画を定める際の都道府県知事への協議は、水防を十分に果たすべき責任を有する市町村と、市町村等による水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する都道府県が、それぞれ作成する水防計画の間の整合性を担保するために義務づけられてきたものである。仮に何ら整合性が担保されなかった場合には、都道府県による水防活動の応援や資機材の調整に重大な支障が生じるため、都道府県の側が事後的に調整を行うにしても「届出・報告」は最低限必要である。 |
| ○ | | |
| ◆ | | |
| ◆ | | |
| ○ | | |
| ◆ | | |

(b) 協議、同意、許可・認可・承認

凡例
 ○: 勧告通り実施
 △: 一部実施
 ◆: 存置許容
 ×: 未実施

| 分野 | 通番 | 法律 | 条 | 項 | 見直し対象 | 講ずべき措置 | 備考 |
|----|----|-------------------------------------|--------|-----|-----------------------|--------|----|
| 9 | 1 | 建築基準法 | 第4条 | 第3項 | 同意協議(知事) | 2① | |
| 9 | 2 | 住宅地区改良法 | 第5条 | 第1項 | 協議(大臣) | 6② | |
| 9 | 3 | 建築物の耐震改修の促進に関する法律 | 第5条 | 第4項 | 同意協議(地方住宅供給公社の設立団体の長) | × | |
| 9 | 5 | 住生活基本法 | 第17条 | 第4項 | 同意協議(大臣) | 1a | |
| 9 | 8 | 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法 | 第6条 | 第5項 | 同意協議(知事) | 2① | |
| 9 | 11 | 優良田園住宅の建設の促進に関する法律 | 第3条 | 第3項 | 協議(知事) | × | |
| | | | 第4条 | 第4項 | 協議(知事) | 1a | |
| | | | 第4条 | 第5項 | 協議(大臣) | 2⑤ | |
| 9 | 12 | 地方住宅供給公社法 | 第4条 | 第3項 | 協議(大臣) | × | |
| | | | 第27条 | 第2項 | 協議(大臣) | × | |
| 9 | 13 | マンションの建替えの円滑化等に関する法律 | 第102条 | 第3項 | 協議(知事) | × | |
| | | | 第105条 | 第2項 | 同意協議(都道府県) | 1② | |
| 9 | 14 | 新住宅市街地開発法 | 第22条 | 第2項 | 同意協議(大臣又は知事) | 2④ | |
| 9 | 16 | 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 | 第100条 | 第1項 | 同意協議(知事) | × | |
| 10 | 1 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 | 第47条の5 | 第9項 | 協議(都道府県教育委員会) | × | |

| 見直し状況 | | 一部実施又は未実施の理由 (各府省回答) |
|-------|-------|--|
| 1次見直し | 2次見直し | |
| | × | 浄化槽法に基づく設置時の届出を特定行政庁に經由する事務など、都道府県に事務処理を義務づけることとなるため、同意は必要である。 また、都道府県と市町村で要綱などを含め建築関係規定の運用全般について整合性を図る必要がある。 したがって、当該条項の見直しは行わない。 なお、平成11年の分権一括法により、同意付協議であることを明確にするため、「同意」が追加されたものである。 |
| | × | 住宅地区改良事業については、その歴史的背景への配慮の重要性に鑑みて、従来より国が関与を求められてきたところであり、本規定の廃止又は条例委任は適切でない。 また、本規定は、不良住宅の除去、土地の収用等、私人の権利に関する強制力を伴った行為が行われることとなる事業の性格に鑑みて、従前居住者の権利の保護の観点から当然に必要なものであると言える。 |
| | ○ | |
| | ◆ | |
| | △ | 優良賃貸住宅整備事業(特定優良賃貸住宅又は高齢者向け優良賃貸住宅の整備に関する事業)に関する事項に係る都道府県知事への同意協議は、特定優良賃貸住宅及び高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の認定主体が都道府県知事とされていることと整合性を図るためのものである。 特定優良賃貸住宅及び高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の認定事務については、第1次勧告別紙11において「基礎自治体への権限移譲を行うべき事務」として掲げられているところ、このうち、特定優良賃貸住宅の供給計画の認定事務については勧告に従うこととしているが、高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の認定事務については現状を維持することとしている。 したがって、優良賃貸住宅整備事業に関する事項に係る同意協議のうち、特定優良賃貸住宅の整備に関する事項に関する事項については、同意を要しない協議とし、高齢者向け優良賃貸住宅の整備に関する事項については、現状維持とする。 |
| | △ | 農地・森林等の総量確保等、国が定める全体計画との整合性を確保するため存置する必要がある。 優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針において市町村が定める優良田園住宅の建設が適当と認められる土地の区域内(法第3条第2項)においては、農業振興地域の整備に関する法律(農振法、昭和44年法律第58号。)に基づく農用地区域内の優良農地を農用地区域から除外し、当該農地上で優良田園住宅を建設することも想定され、都道府県知事が農振法第4条第2項に基づき設定する確保すべき農用地等の面積の目標達成等に支障が生じる可能性があることから、都道府県知事への協議を存置する必要がある。 |
| | ◆ | |
| | ◆ | |
| | ○ | |
| | ○ | |
| | ○ | |
| | ◆ | |
| | × | 収用で得られた土地の処分について、第三者がチェックできなくなることにより、収用対象事業としての公共性の担保や従前の土地所有者等の権利保護(優先分譲の機会の確保)の観点で重大な問題となる。これは民間施行者等に対するチェックの仕組みと同様である。 第2種市街地再開発事業(都市再開発法)の管理処分計画の内容が、公用収用、公用換地、権利変換に関する事務であることを理由に存置(第3次勧告の対象外)される以上、同じ理由から存置しなければ、私人の財産権の保護に差異が生ずるおそれがある。 |
| | ○ | |

(b) 協議、同意、許可・認可・承認

凡例
 ○: 勧告通り実施
 △: 一部実施
 ◆: 存置許容
 ×: 未実施

| 分野 | 通番 | 法律 | 条 | 項 | 見直し対象 | 講すべき措置 | 備考 |
|----|----|-------------------------------------|---------|-----|----------------------|--|------------------|
| | | | | | | | |
| | | | 第130条 | 第1項 | 認可(都道府県教育委員会) | 3① | |
| 10 | 4 | 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 | 第5条 | | 同意協議(都道府県教育委員会) | 6① | |
| 10 | 19 | 文化財保護法 | 第94条 | 第3項 | 協議(文化庁長官) | 2⑥ | |
| | | | 第97条 | 第3項 | 協議(文化庁長官) | 2⑥ | |
| | | | 第99条 | 第2項 | 協議(関係各省各庁の長その他の国の機関) | × | |
| 11 | 3 | 中小企業団体の組織に関する法律 | 第101条の2 | 第3項 | 協議(大臣) | × | |
| 11 | 4 | 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律 | 第25条 | 第4項 | 協議(関係道府県) | × | |
| | | | 第26条 | 第2項 | 同意協議(大臣) | 1② | |
| 11 | 6 | 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律 | 第5条 | 第1項 | 同意協議(大臣) | 1a(2項2号、5号、13号に係る部分) 1②(2項2～5号、13号に係る部分) 6①(2項2号、5号、7号、11号、13号に係る部分) ×(その他) | |
| | | | 第6条 | 第1項 | | | |
| 11 | 9 | 小規模企業者等設備導入資金助成法 | 第8条 | | 承認(大臣) | 3f | |
| 11 | 14 | 計量法 | 第155条 | | 協議(知事と特定市町村の長) | × | |
| 12 | 3 | 農業改良助長法 | 第7条 | 第7項 | 協議(大臣) | × | |
| 12 | 13 | 市民農園整備促進法 | 第4条 | 第2項 | 協議(知事) | 1② | 「同意を要しない協議」のまま存置 |
| | | | 第7条 | 第4項 | 同意協議(知事) | 1② | |
| 12 | 14 | 土地改良法 | 第85条の2 | 第7項 | 同意協議(都道府県) | 1② | |
| | | | 第96条の2 | 第1項 | 同意協議(知事) | × | |
| | | | 第96条の3 | 第1項 | 同意協議(知事) | × | |

| 見直し状況 | | 一部実施又は未実施の理由 (各府省回答) |
|-------|-------|---|
| 1次見直し | 2次見直し | |
| ○ | ◆ | |
| ○ | ◆ | |
| ○ | ◆ | |
| ○ | ○ | |
| ◆ | | |
| △ | | 基本計画への記載項目のうち、第8、9、12号については、同意協議対象から除外し、任意的記載項目とする方向で法制面から検討。既に第3次勧告で存置を許容されている項目のほか、第1、6、7、10、11号については、国が地方公共団体や事業者に対して、課税の特例、工場立地法の特例、中小企業施策上の特例、農地法等の処分に係る配慮等の支援を行うに当たって、必要不可欠な項目であるため、同意協議を維持する必要がある。 |
| △ | | 基本計画への記載項目のうち、第8、9、12号については、同意協議対象から除外し、任意的記載項目とする方向で法制面から検討。既に第3次勧告で存置を許容されている項目のほか、第1、6、7、10、11号については、国が地方公共団体や事業者に対して、課税の特例、工場立地法の特例、中小企業施策上の特例、農地法等の処分に係る配慮等の支援を行うに当たって、必要不可欠な項目であるため、同意協議を維持する必要がある。 |
| ◆ | | |
| | ○ | |
| ○ | | |
| ◆ | | |
| ◆ | | |
| ◆ | | |
| | △ | +勧告を受け入れ同意協議を廃止。ただし情報把握のため事後報告が必要。 都道府県は、都道府県営土地改良事業等の農業振興施策等を担っている。本協議を単に廃止した場合、都道府県が市町村営土地改良事業の内容を把握できず、市町村と連携してこれらの施策を実施することができなくなる。したがって、情報把握のため事後報告を措置する必要がある。 |
| | △ | +勧告を受け入れ同意協議を廃止。ただし情報把握のため事後報告が必要。 都道府県は、都道府県営土地改良事業等の農業振興施策等を担っている。本協議を単に廃止した場合、都道府県が市町村営土地改良事業の内容を把握できず、市町村と連携してこれらの施策を実施することができなくなる。したがって、情報把握のため事後報告を措置する必要がある。 |

別表 2

(b) 協議、同意、許可・認可・承認

凡例
 ○: 勧告通り実施
 △: 一部実施
 ◆: 存置許可
 ×: 未実施

| 分野 | 通番 | 法律 | 条 | 項 | 見直し対象 | 講ずべき措置 | 備考 |
|----|----|--------------------|---------|-----|----------|------------------|--------------------------|
| 12 | 15 | 農業振興地域の整備に関する法律 | 第4条 | 第5項 | 協議(大臣) | × | 法改正(21.6.17成立)後の条項について判断 |
| | | | | | 同意協議(大臣) | 1b(2項1号、2号に係る部分) | |
| 12 | 16 | 集落地域整備法 | 第4条 | 第5項 | 協議(知事) | × | |
| | | | | | | 同意協議(知事) | |
| 12 | 22 | 肥料取締法 | 第35条 | 第2項 | 協議(大臣) | × | |
| 12 | 24 | 植物防疫法 | 第24条 | 第4項 | 同意協議(大臣) | 6① | |
| 12 | 25 | 農業災害補償法 | 第85条の10 | 第1項 | 認可(知事) | × | |
| 12 | 29 | 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律 | 第2条の3 | 第3項 | 協議(大臣) | × | |
| | | | | 第5条 | 協議(大臣) | 6① | |

| 見直し状況 | | 一部実施又は未実施の理由 (各府省回答) |
|-------|-------|--|
| 1次見直し | 2次見直し | |
| △ | | ・勧告を受け入れ、大臣協議を廃止。ただし、情報把握のため農用地面積の目標等の協議に際しての資料提供は必要。一括法及び政令改正で対応。 |
| △ | | ・勧告を受け入れ、知事協議を廃止。ただし、情報把握のため農用地区域の協議に際しての資料提供は必要。一括法及び政令改正で対応。 ・農地の総量確保の観点から、都道府県から大臣への農用地面積の目標等の同意協議と同様存置する必要。 |
| | △ | ・勧告を受け入れ協議を廃止。ただし情報把握のため事後報告が必要。 基本方針の内容は、国が定める国土形成計画等の内容と調和するものでなければならないとされている(法第4条第3項)。本協議を単に廃止した場合、国は都道府県計画の内容が国の計画等の内容と調和しているかどうかを確認できず、地方自治法(昭和22年法律第67号)に基づく事後的な助言・勧告、是正の要求ができない。したがって、情報把握のため事後報告を措置する必要がある。 |
| | △ | ・勧告を受け入れ協議を廃止。ただし情報把握のため事後報告が必要。 法第35条第2項の義務付けは、都道府県知事が肥料取締法の適用除外を受ける肥料を指定する際に、農林水産大臣に事前協議を行うものである。本協議を単に廃止した場合、適用除外とされた肥料を国が把握できず、国が生産業者等に立入検査を行う際に、当該生産業者等が生産している肥料が取締の対象か否かの判断を行うことが困難となり、適切な取締の実施に支障が生じる。したがって、取締対象となる肥料に係る情報を把握する上で、当該都道府県において適用除外とされた肥料について事後報告を措置する必要がある。 |
| | ○ | |
| | × | ・食の安全・環境保全・災害に対するセーフティネットの確保のため存置する必要。 農業共済事業は、農業者が不慮の事故によって受ける損失を保険の仕組みにより補って、農業経営の安定等を図る災害に対するセーフティネットであり、私人である加入者の権利義務に関わるものであることから、事業が適切に行われるように特に措置する必要がある。 このため、市町村が共済事業の実施に関する具体的内容を規定する条例を変更する際には、当該事業が適切に行われるよう、当該条例案が公益等に反しないか、組合員等が不利益を受けないか等について確認する必要がある。認可に係る義務付けを廃止した場合、条例案の確認を的確に実施することができなくなるため、これを存置する必要がある。 |
| | △ | ・農地・森林等の総量確保等、国が定める全体計画との整合性を確保するため存置する必要(2項2号に係る部分)。 ・勧告を受け入れ、協議を廃止。ただし情報把握のため事後報告が必要(その他)。 都道府県計画の内容は、農林水産大臣が定める基本方針の内容と調和するものでなければならないとされている。本協議を単に廃止した場合、国は都道府県計画の内容が国の基本方針の内容と調和しているかどうかを確認できず、地方自治法(昭和22年法律第67号)に基づく事後的な助言・勧告、是正の要求ができない。したがって、情報把握のため事後報告を措置する必要がある。 |
| | ○ | |

(b) 協議、同意、許可・認可・承認

凡例
 ○: 勧告通り実施
 △: 一部実施
 ◆: 存置許容
 ×: 未実施

| 分野 | 通番 | 法律 | 条 | 項 | 見直し対象 | 講ずべき措置 | 備考 |
|----|----|----------------------------------|--------|-----|--------------------|---|-------------------------------------|
| 12 | 33 | 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 | 第8条 | 第3項 | 協議(大臣) | 6①(2項2号に係る部分) | |
| 12 | 39 | 獣医療法 | 第11条 | 第3項 | 協議(大臣) | 6① | |
| 13 | 2 | 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法 | 第2条の2 | 第3項 | 協議(大臣) | 6① | |
| 13 | 4 | 林業労働力の確保の促進に関する法律 | 第4条 | 第3項 | 協議(大臣) | 5※(2項3号、4号に係る部分)について厚労大臣に対して行うもの) ×(その他) | 5※: 1②のうち、下破線部非該当により「事前報告・届出・通知」を許容 |
| 13 | 5 | 森林法 | 第6条 | 第5項 | 協議(大臣) 同意協議(大臣) | × | 2②(5条2項2号~4号の2、5号及び7号に係る部分) |
| | | | 第10条の5 | 第7項 | 協議(知事) | × | |
| | | | 第21条 | 第3項 | 同意協議(森林管理署長) | × | |
| 13 | 6 | 森林の保健機能の増進に関する特別措置法 | 第6条 | 第4項 | 同意協議(知事) | 1② | |
| 13 | 11 | 森林病害虫等防除法 | 第7条の3 | 第3項 | 協議(大臣) | × | |
| | | | 第7条の5 | 第2項 | 同意協議(大臣) | × | |
| | | | 第7条の10 | 第3項 | 協議(知事) | × | |
| 14 | 3 | 水産資源保護法 | 第15条 | 第2項 | 同意協議(大臣) | 1③ | |
| | | | 第17条 | 第3項 | 同意協議(大臣) | 1③ | |
| | | | 第18条 | 第3項 | 協議(大臣又は知事) | 2⑤、2⑥ | |
| | | | 第18条 | 第4項 | 協議(大臣又は知事) | 2⑤ | |
| | | | 第18条 | 第5項 | 協議(大臣又は知事) | 2⑤ | |
| 14 | 7 | 漁港漁場整備法 | 第6条 | 第7項 | 認可(大臣) | 6② | |

| 見直し状況 | | 一部実施又は未実施の理由 (各府省回答) |
|-------|-------|--|
| 1次見直し | 2次見直し | |
| | △ | ・勧告を受け入れ協議を廃止。ただし情報把握のため事後報告が必要。 家畜排せつ物の利用の促進に当たっては、その適切な処理や県域を超えた流通が不可欠であり、これを欠く場合には、法の趣旨に沿った適正な管理が行えず、広域的な水質汚染をもたらすおそれがある。このため、都道府県計画の内容が適正を欠く場合には、地方自治法(昭和22年法律第67号)に基づく技術的な助言を行うことが望ましい。したがって、情報把握のため事後報告を措置する必要がある。また、都道府県計画の内容は、農林水産大臣が定める基本方針の内容に即するものでなければならないとされている。国が、都道府県計画の内容が国の基本方針の内容に即しているかどうかを確認するためにも事後報告が必要である。 |
| | ○ | |
| | ○ | |
| ○ | | |
| × | | ・森林の総量確保等の観点から存置する必要 |
| | × | ・農地・森林等の総量確保等、国が定める全体計画との整合性を確保するため存置する必要。 |
| | × | ・食の安全・環境保全・災害に対するセーフティネットの確保のため存置する必要。 森林火災は、一旦発生すると広範囲の森林が消失しやすく、その再生には数十年を要する。森林の消失は希少野生動植物への悪影響や土砂崩れ等の危険性の増大などを招き、周辺地域における安全・環境保全を脅かす。 市町村長は国有林野についての十分な森林情報を有していないことから、火入れの際の森林管理署長への事前協議が廃止された場合、国有林野における森林保全、災害の防止、希少野生動植物の保護等に支障を来す恐れがある。したがって、広域にわたる環境保全等を確保する上で、事前協議を存置する必要がある。 |
| | ◆ | |
| △ | | ・勧告を受け入れ、大臣協議を廃止。 ・ただし、情報把握のための事後報告は必要。 ・一括法で対応。 |
| △ | | ・被害が県域を越えて広域に拡大するおそれがある場合は、同意協議を存置する必要。 (ただし、県域を超えない場合も情報把握のため事後報告は必要。) ・一括法で対応。 |
| | △ | ・勧告を受け入れ協議を廃止。ただし情報把握のため事後報告が必要。 地区実施計画により森林所有者等が自主防除措置を行う区域は、都道府県知事が指定する高度公益機能森林等の周辺等に位置している。本協議を単に廃止した場合、都道府県知事は当該区域に係る情報を把握できず、高度公益機能森林等において効果的に防除を行うことができない。したがって、情報把握のため事後報告を措置する必要がある。 |
| | ◆ | |
| | ◆ | |
| | ◆ | |
| | ◆ | |
| ○ | | |

(b) 協議、同意、許可・認可・承認

凡例
 ○: 勧告通り実施
 △: 一部実施
 ◆: 存置許容
 ×: 未実施

| 分野 | 通番 | 法律 | 条 | 項 | 見直し対象 | 講ずべき措置 | 備考 |
|----|----|---------------------------|--------|-----|---------------|--------|---------------|
| | | | | | | | |
| | | | 第33条 | | 協議(知事) | 2⑥ | |
| | | | 第33条の5 | 第1項 | | | |
| | | | 第36条 | 第1項 | 許可(経済産業局長) | 3e | |
| 15 | 3 | 砂利採取法 | 第16条 | | 協議(知事) | 2⑥ | |
| | | | 第20条 | 第1項 | | | |
| 16 | 1 | 卸売市場法 | 第11条 | 第1項 | 認可(大臣) | 6② | |
| | | | 第14条 | 第1項 | 認可(大臣) | 6② | |
| 17 | 2 | 都市鉄道等利便増進法 | 第12条 | 第4項 | 同意協議(大臣) | × | |
| 17 | 3 | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 | 第25条 | 第7項 | 協議(都道府県公安委員会) | 2⑤ | |
| | | | 第32条 | 第3項 | 認可(大臣) | 1a | 「同意を要する協議」とする |
| | | | 第43条 | 第2項 | 同意協議(知事) | × | |
| 17 | 4 | 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 | 第5条 | 第6項 | 協議(都道府県公安委員会) | × | |
| 17 | 8 | 港湾法 | 第4条 | 第4項 | 認可(大臣又は知事) | 6② | |

| 見直し状況 | | 一部実施又は未実施の理由 (各府省回答) |
|-------|-------|---|
| 1次見直し | 2次見直し | |
| ◆ | | |
| ◆ | | |
| ◆ | | |
| ◆ | | |
| ◆ | | |
| ◆ | | |
| × | | ・食の安全・環境保全・災害に対するセーフティネットの確保のため存置する必要がある。 中央卸売市場の運営は、広域にわたる集分荷や指標となる価格形成、安全な食料の安定的供給等、不特定多数の者に多大な影響が及ぶため、開設を希望する者から業務規程及び事業計画を提出させ、開設者としてふさわしい者のみを認可している。 業務規程及び事業計画には市場ルール、位置等が含まれ、不特定多数の者に多大な影響が及ぶことから、その内容を変更する際の認可を存置する必要がある(仮に、義務付けを廃止した場合、築地市場の豊洲移転(業務規程「市場の位置」の変更)について、土壤汚染等により安全性が確認できない場合にも移転が可能となってしまう。) |
| × | | ・食の安全・環境保全・災害に対するセーフティネットの確保のため存置する必要がある。 中央卸売市場が廃止される場合、広域にわたる集分荷や指標となる価格形成、安全な食料の安定供給等、不特定多数の者の利益が害されるおそれがあり、かつ一旦廃止されれば復元は事実上困難である。したがって、廃止前に必要な措置を講じられるようにするため、認可を存置する必要がある。 |
| △ | | 一括法で対応。ただし、交通結節機能高度化構想の変更の大臣同意に係る規定の廃止を措置することに伴う、条文構成上の整合性については、今後も検討する必要がある。 |
| ◆ | | |
| ○ | | |
| ○ | | |
| × | | 交通基本法の議論と併せて検討する必要があるため、現時点では判断できない |
| △ | | 国の利害に重大な関係を有する重要港湾と避難港については、法制度上当然に、航路等の整備に係る費用の一部を国が負担する義務を有しているところでもあり、当該港湾の港湾区域の拡張等の是非について判断する必要がある。このため、重要港湾・避難港以外の地方港湾(775港)については、事後届出制に移行することとし、重要港湾と避難港については、国土交通大臣等への事前同意協議を求めることとする。この際、事後届出制となる地方港湾については、従前の港湾区域の認可基準(同条第6項)を港湾区域設定の基準とし、必要に応じ地方自治法に基づく関与を行うこととする。(ただし、港務局については、地方公共団体ではないため、所要の是正措置について港湾法に規定する。) なお、工事の費用の一部に国の負担義務があるからといって、区域の設定・変更に関する事前の認可や同意といった国の強い関与が必要であることにはならないとの指摘があるが、港湾法上、一度港湾区域が拡張されると、その後との調整を行う機会がないまま、港湾工事が進められるおそれがある。 また、事後届出とした場合、港湾管理者が地域固有の利害関係等により適切な範囲で港湾区域を設定せず、港湾管理者の責任が果たされないおそれがあるため、重要港湾と避難港の港湾区域については事前の同意協議が必要である。 |

(b) 協議、同意、許可・認可・承認

凡例
 ○: 勧告通り実施
 △: 一部実施
 ◆: 存置許容
 ×: 未実施

| 分野 | 通番 | 法律 | 条 | 項 | 見直し対象 | 講ずべき措置 | 備考 |
|----|----|-----|--------|-----|----------|--------|----|
| 17 | 8 | 港湾法 | 第44条の2 | 第2項 | 同意協議(大臣) | × | |
| | | | 第50条の4 | 第3項 | 同意協議(大臣) | 6① | |
| | | | 第54条の3 | 第3項 | 同意協議(大臣) | 6① | |
| | | | 第58条 | 第3項 | 協議(大臣) | × | |

| 見直し状況 | | 一部実施又は未実施の理由 (各府省回答) |
|-------|-------|--|
| 1次見直し | 2次見直し | |
| △ | | <p>海運業界など港湾ユーザーは、長年の港湾管理者による一方的な料率決定に「ユーザー志向不足」と不信感。</p> <p>特に、日本経済・国民生活に影響の大きい特定重要港湾の入港料率については、港湾管理者による一方的決定等が、国内物流コスト等にも影響するのみならず、国際的にもユーザーの不信を招き、国家である特定重要港湾の国際競争力強化にも影響するおそれ。「港湾管理者の経営責任の範囲であり、国が干渉すべきでない」との指摘があるが、特定重要港湾の入港料率は日本経済・国民生活全般に影響すること、また、そのユーザーは自治体の行政区画のみならず世界的・全国的に存在し、管理者への不信感等があること等から、第三者である国が全国的・中立的立場から調整すべき。</p> <p>また、「入港料の徴収はある程度定着している」との指摘があるが、港湾ユーザーは今でも入港料に反対しており、料率等につき国の関与を希望している。</p> <p>したがって、第三者である国土交通大臣が、全国的な見地等から港湾管理者とユーザー等の利害を調整するスキームである、国土交通大臣による上限同意制度が必要。</p> <p>なお現在、特定重要港湾23港の入港料率の上限について大臣同意制度を設けているところであるが、今後、特定重要港湾の中でもさらに国民経済・生活にとって影響の大きい港湾(スーパー中核港湾を想定)に絞り込んだ上で、入港料率の上限についての大臣同意を行っていくこととする。</p> |
| × | | <p>我が国港湾の国際競争力の確保等の観点から国策として推進しているスーパー中核港湾プロジェクトの根幹は、大水深コンテナターミナル等ハードの重点整備と、民間事業者であるメガオペレーターによる大規模ターミナルの一体的・効率的運営等を通じた港湾コスト削減等であり、国は巨額の国費を投入しプロジェクトを推進。また国は、スーパー中核港湾の24時間化を進めているが、メガオペレーターは24時間化の重要な担い手でもある。</p> <p>このため国としても、このような国策である港湾コスト削減等やスーパー中核港湾の24時間化を担うメガオペレーターの能力・適格性について判断することが必要不可欠。</p> <p>メガオペレーターは港湾運送事業者からも出資を受け、当該事業者間の荷役作業の調整等を行っているが、全国的な港湾運送の秩序維持の観点からも、港湾運送事業者の監督を行っている国の知見に基づく関与が必要。</p> <p>一方、「港湾管理者はスーパー中核港湾プロジェクトを担う事業者の能力・適格性を十分慎重に判断するはず」との指摘があるが、スーパー中核港湾は、自治体経済圏・行政区間を越え、日本全体の産業経済や国民生活に影響し、メガオペレーターは、地域を越えた全国的な視野での活動が求められており、その能力等は国が判断すべきである。またそもそも、港湾管理者(自治体)自体は、このような港湾コスト削減や24時間化の政策目標を掲げていないところ。</p> <p>したがって、引き続き、国土交通大臣の同意を求めることが必要。</p> |
| ○ | | |
| × | | <p>公有水面は、全国民の共有財産として国の所有に属するものであり、公有水面の埋立は、このような公有水面を特定の者の所有権の対象となる土地に変更するものであるため、免許手続で埋立地の用途を厳しく審査するとともに、竣功後の埋立地について免許された目的に従い適切に利用させることが不可欠である。</p> <p>公有水面の埋立免許の手続においては、免許権者と埋立権者が同一であり問題と国会において指摘されているなど、国の適切な関与をを求める声が多く、竣功後の埋立地についても「埋立地の権利の移転若しくは設定又は用途の変更の許可に当たり、審査が厳正に行われるよう、適切な指導を行うこと」との国会決議が行われている。</p> <p>このような中、国土交通大臣への事前協議が廃止されると、許可事業の把握ができず、適切な指導ができなくなるおそれがある。例えば、地域固有の利害関係により左右された権利移転等が多発し、本来免許の目的としていた適正な土地利用が行われないおそれがある。また、一度権利移転や用途変更が行われれば、御指摘のような地方自治法に基づく事後的な是正措置のみで対応することとすれば、回復不可能な事態となることが想定されるところであり、このような事後的な是正措置のみでは国会の求める「適切な指導」として十分とはいえないと考えられる。</p> <p>したがって、引き続き事前協議を義務付けることが必要。</p> |

(b) 協議、同意、許可・認可・承認

凡例
 ○: 勧告通り実施
 △: 一部実施
 ◆: 存置許容
 ×: 未実施

| 分野 | 通番 | 法律 | 条 | 項 | 見直し対象 | 講ずべき措置 | 備考 | 見直し状況 | |
|----|----|--|------|-----|--------------|--|----|-------|-------|
| | | | | | | | | 1次見直し | 2次見直し |
| 17 | 19 | 地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律 | 第4条 | 第4項 | 協議(大臣) | 4①(2項4号に係る部分) ×(その他) | | | ○ |
| | | | 第8条 | 第2項 | 同意協議(大臣) | 1a | | | ◆ |
| 17 | 20 | 空港法 | 第12条 | 第2項 | 認可(大臣) | 6② | | | ○ |
| | | | 第4条 | 第4項 | 同意協議(大臣) | 1②(2項5号に係る部分) ×(その他) | | | ○ |
| 18 | 12 | 職業能力開発促進法 | 第16条 | 第3項 | 同意協議(大臣) | × | | | ○ |
| | | | 第24条 | 第4項 | 同意協議(大臣) | × | | | ○ |
| 19 | 2 | 有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律 | 第5条 | 第4項 | 同意協議(大臣) | 1a(2項3号二に係る部分) 6①(2項2号~4号に係る部分) ×(その他) | | | × |
| 19 | 3 | 環境基本法 | 第17条 | 第3項 | 同意協議(大臣) | 1a(公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律による財政上の特別措置に係る部分) ×(その他) | | | ○ |
| 19 | 6 | 自然環境保本法 | 第16条 | 第2項 | 同意協議(大臣) | 2① | | | ○ |
| | | | 第24条 | 第2項 | 同意協議(大臣) | 2① | | | ○ |
| | | | 第21条 | 第1項 | 同意協議(大臣) | 2⑥ | | | ○ |
| | | | 第49条 | 第1項 | 協議(大臣) | 2⑤(鉱区、市街化区域、農用地区域と重なる場合の協議に係る部分) ×(その他) | | | ○ |
| 19 | 8 | 自然公園法 | 第9条 | 第2項 | 同意協議(大臣) | 2① | | | ○ |
| | | | 第10条 | 第2項 | 同意協議(知事) | 2① | | | ○ |
| | | | 第13条 | 第5項 | 同意協議(大臣) | × | | | △ |
| | | | 第14条 | 第5項 | 同意協議(大臣) | × | | | △ |
| | | | 第24条 | 第5項 | 同意協議(大臣) | × | | | △ |
| | | | 第31条 | 第4項 | 同意協議(大臣又は知事) | 1② | | | ◆ |

| 見直し状況 | | 一部実施又は未実施の理由 (各府省回答) |
|-------|-------|--|
| 1次見直し | 2次見直し | |
| | ○ | |
| | ◆ | |
| | ○ | |
| | ○ | |
| | ○ | ・食の安全・環境保全・災害に対するセーフティネットの確保のため存置する必要。 県計画においては、有明海及び八代海の特長に応じた環境の保全及び改善、水産資源の回復等による漁業の振興に関し実施すべき施策に係る事項等を定めるものとされている。本協議が廃止された場合、それぞれの県計画の調和が図られない。したがって、広域にわたる環境保全を確保する上で、協議を存置する必要がある。 |
| | ○ | |
| | ○ | |
| | ○ | |
| ○ | | |
| | ○ | |
| | ○ | |
| | △ | 同意を廃止する。 【国民の宝である貴重な自然や動植物を守る】 国立公園の指定権者たる環境大臣の指定の根幹にかかわるような大規模な開発行為、ラムサール条約及び世界遺産条約など国際条約に関する地域における一定の行為については、国民の宝である貴重な自然や動植物を守るために、環境大臣への同意を要しない協議は存置する必要がある。 |
| | △ | 同意を廃止する。 【国民の宝である貴重な自然や動植物を守る】 国立公園の指定権者たる環境大臣の指定の根幹にかかわるような大規模な開発行為、ラムサール条約及び世界遺産条約など国際条約に関する地域における一定の行為については、国民の宝である貴重な自然や動植物を守るために、環境大臣への同意を要しない協議は存置する必要がある。 |
| | △ | 同意を廃止する。 【国民の宝である貴重な自然や動植物を守る】 国立公園の指定権者たる環境大臣の指定の根幹にかかわるような大規模な開発行為、ラムサール条約及び世界遺産条約など国際条約に関する地域における一定の行為については、国民の宝である貴重な自然や動植物を守るために、環境大臣への同意を要しない協議は存置する必要がある。 |
| | ◆ | |

(b) 協議、同意、許可・認可・承認

凡例
 ○: 勧告通り実施
 △: 一部実施
 ◆: 存置許可
 ×: 未実施

| 分野 | 通番 | 法律 | 条 | 項 | 見直し対象 | 講ずべき措置 | 備考 |
|----|----|--|-----|-----|----------|----------------------------------|----|
| 19 | 18 | 自動車から排出される窒素酸化物粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法 | 第7条 | 第3項 | 同意協議(大臣) | 2②(2項4号、5号(「期間」のみ)の部分) ×(その他) | |

| 見直し状況 | | 一部実施又は未実施の理由 (各府省回答) |
|-------|-------|--|
| 1次見直し | 2次見直し | |
| △ | | <p>同意を廃止する。 しかしながら、削減目標量(第7条第2項4号)、計画達成の期間(第7条第2項5号)と同様に、達成の方途(第7条第2項5号)についても同意を要しない協議として存置する。 (理由) 「達成の方途」としては、国の直轄事業による道路整備(例:国道1号線第二京阪道路)、国の負担金、補助金等を受けて地方公共団体が行う道路整備(例:地域住民が抱える交通安全に関する課題の解消を図るための事業を一定の地区内において面的・集中的に行う交通安全事業統合補助)、国道と地方道の交差点の立体化(例:原宿立体交差点(国道1号線・横浜市主要地方道18号環状4号線))、有料道路の料金割引などの社会実験といった国の事業や国が関与して地方と協力して実施する事業が重要である。 また、低公害車やエコドライブの普及促進については、国及び地方公共団体が自動車製造事業者や物流業界のような自動車を使用する事業者に対して指導・啓発を行うことにより、達成されるものである。 このような施策は、都道府県単独で実施できるものはほとんどなく、国と共同で実施したり財政面等で役割分担したりするなど、国が主体となる施策と密接に関係する施策や複数の都道府県にまたがる施策が多いため、国等の施策と整合し、かつ種力効果的・効率的なものである旨の確認が必要不可欠であることから、「達成の方途」に係る協議は存置する必要がある。 「道路整備等の整合については、都道府県、市町村、地方行政機関(地方整備局、運輸局等が参加)等で組織する協議会の場において計画内容に関する意見聴取等を行えば十分ではないか。」との御指摘をいただいたが、関係各県からNOx・PM法の総量削減計画の協議を受けた国では、国と地方との間の調整だけでなく、ある県における削減方策による他県の排出量への影響など、隣接する地方自治体間の施策の調整の観点からも、回答を行う。 一方、都道府県が、管轄区域外の施策について調整等を行うためのNOx・PM法上の規定はなく、また、協議会には管轄区域外の地方自治体の参加が規定されていない。 こうした地方自治体間の施策の調整は、個々の関係都道府県ごとに設けられる協議会において並行して行うよりは、現行制度のように国と地方との調整を一体的に行うことが最も合理的・効率的と考える。 また、協議会は、総量削減計画を「調査審議するため」に設置されており、都道府県知事に対して協議会の意見を遵守させる権限が法令上ない。協議会のメンバーである地方整備局や運輸局等の国の出先機関では、国の負担金や補助金等に関して決定権がないことから、国の施策との調整は、国(本省)との協議に基づき行う必要がある。 以上のことから、道路整備等について、国や他の地方自治体の施策との整合をとり、また、国と一体となった対策を確実とするには、協議会における意見聴取だけでは不十分であり、国と協議することが必要。 また、「仮に、国の補助を受けられるかどうか分からない場合であっても、県の責任で計画を策定するのは問題ないはず」との御指摘をいただいたが、国の補助を受けられるか不明な施策について、県が計画に盛り込むとすると、仮に国の補助が受けられなかった場合にその施策を実施できなくなり、目標量の達成が不可能となりかねない。</p> |

(b) 協議、同意、許可・認可・承認

凡例
 ○: 勧告通り実施
 △: 一部実施
 ◆: 存置許容
 ×: 未実施

| 分野 | 通番 | 法律 | 条 | 項 | 見直し対象 | 講ずべき措置 | 備考 |
|----|----|---------------|-------|-----|------------|---|----|
| 19 | 20 | 水質汚濁防止法 | 第4条の3 | 第3項 | 同意協議(大臣) | 1b(2項1号に係る部分) ×(その他) | |
| | | | 第23条 | 第6項 | 協議(行政機関の長) | 2⑤ | |
| 19 | 21 | 瀬戸内海環境保全特別措置法 | 第4条 | 第2項 | 同意協議(大臣) | 2②(水質環境基準の達成のための目標の設定に係る部分) ×(その他) | |
| 19 | 22 | 湖沼水質保全特別措置法 | 第4条 | 第5項 | 同意協議(大臣) | 2②(3項1号、2号(水質保全の目標に関する部分)に係る部分) ×(その他) | |
| | | | 第12条 | 第4項 | 協議(行政機関の長) | 2⑤ | |
| 19 | 25 | 騒音規制法 | 第21条 | 第5項 | 協議(行政機関の長) | 2⑤ | |

| 見直し状況 | | 一部実施又は未実施の理由 (各府省回答) |
|-------|-------|--|
| 1次見直し | 2次見直し | |
| × | × | 削減目標量(第4条の3第2項1号)と同様に、達成の方途(第4条の3第2項2号)、その他必要な事項(第4条の3第2項3号)についても同意を要する協議として存置する。 (理由) 「達成の方途」及び「その他必要な事項」としては、国の補助金等を受けて地方自治体が行う事業(例:下水道整備や浄化槽整備による生活排水対策、農地や畜舎からの汚濁負荷削減対策、海底にたい積した汚泥のしゅんせつ、海底の汚泥を良質な砂で覆う覆砂、海浜や浅場等の整備による直接浄化)、国と複数の地方自治体が一体的に行う事業(例:東京湾、伊勢湾、大阪湾、広島湾で行われている水質一斉調査、瀬戸内海環境保全月間等による普及啓発)が挙げられる。 このように、国の財政的支援に伴う施策など、国が主体となる施策と密接に關係する施策や複数の都道府県にまたがる施策が多い。実際に地方公共団体が策定した計画には、下水処理人口や農業集落排水処理人口など定量的な記載がなされており、その数字によって、国は下水道整備事業や農業集落排水処理施設の規模やそれによる汚濁負荷量低減のための効果を確認する。また、浄化槽設置整備事業の活用等による合併処理浄化槽の補助基数が定量的に記載されている計画もある(例:愛知県)。さらに、「国庫交付金の活用による」合併浄化槽設置事業や汚濁負荷が高い既設の単独処理施設の撤去など、具体的に国の支援に言及した計画も策定されている(例:兵庫県)。したがって、これらの施策が国の施策と整合し、かつ、極力効果的・効率的なものである旨の確認が必要不可欠であることから、「計画達成の方途」及び「その他必要な事項」に係る同意協議は存置する必要がある。 また、「仮に、国の補助を受けられるかどうかわからない場合であっても、県の責任で計画を策定するのは問題ないはず」との御指摘をいただいたが、国の補助を受けられるか不明な施策について、県が計画に盛り込むとすると、仮に国の補助を受けられなかった場合にその施策を実施できなくなり、目標量の達成が不可能となりがねない。 |
| ◆ | ◆ | |
| △ | △ | 同意を廃止する。 しかしながら、「水質環境基準の達成のための目標の設定に係る部分」に限らず、計画全体に対する同意を要しない協議として存置する。 【国の財政的支援を伴う事業が、国の施策と整合し、かつ極力効果的・効率的なものである旨を確認する必要】 ○瀬戸内海の環境保全のためには、国の補助金等を受けて地方自治体が行う下水道整備や浄化槽整備等の生活排水対策等、広域的な連携が必要となる自然景観の保全、大規模な油流出事故の再発防止のための油等による汚染の防止など、国が主体となる施策と密接に關係する施策や複数の都道府県にまたがる施策が重要である。国としても、府県計画達成を支援し、確実なものとしていくために、国の財政的支援を伴う事業が、国の施策と整合し、かつ極力効果的・効率的なものである旨の確認が必要不可欠であるため、計画全体に対する環境大臣への同意を要しない協議は存置する必要がある。 |
| △ | △ | 同意を廃止する。 しかしながら、「計画の期間」(第4条第3項第1号)及び「水質の保全に関する方針」(第4条第3項第2号)のうちの「水質保全の目標に関する部分」に限らず、計画全体に対する同意を要しない協議として存置する。 【国の財政的支援を伴う事業が、国の施策と整合し、かつ極力効果的・効率的なものである旨を確認する必要】 ○湖沼の水質環境保全のためには、国の補助金等を受けて地方自治体が行う事業(例:下水道整備や浄化槽整備による生活排水対策)といった国の財政的支援を伴う施策など、国が財政的支援する施策や複数の都道府県にまたがる施策が重要である。国としても、府県計画達成を支援し、確実なものとしていくために、国の財政的支援を伴う事業が、国の施策と整合し、かつ、極力効果的・効率的なものである旨の確認が必要不可欠であることから、計画全体に対する環境大臣への同意を要しない協議は存置する必要がある。 |
| ◆ | ◆ | |
| ◆ | ◆ | |

(b) 協議、同意、許可・認可・承認

凡例
 ○: 勧告通り実施
 △: 一部実施
 ◆: 存置許容
 ×: 未実施

| 分野 | 通番 | 法律 | 条 | 項 | 見直し対象 | 講ずべき措置 | 備考 |
|----|----|--------------------------------------|--------|-----|--------------|-----------------------------|----|
| 19 | 26 | 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律 | 第22条 | 第4項 | 協議(大臣) | × | |
| | | | 第40条 | 第2項 | 協議(関係行政機関の長) | × | |
| 19 | 27 | 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法 | 第3条 | 第6項 | 同意協議(大臣) | 1②(2項1号、2号に係る部分) 6①(その他) | |
| 19 | 28 | 振動規制法 | 第18条 | 第5項 | 協議(行政機関の長) | 2⑤ | |
| 19 | 29 | 建築物用地下水の採取の規制に関する法律 | 第5条 | | 協議(知事) | 2⑥ | |
| 20 | 8 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 第53条の8 | 第1項 | 協議(労働基準監督署長) | 2⑤ | |
| 20 | 13 | 水道法 | 第6条 | 第1項 | 認可(大臣) | 5① | |
| | | | 第10条 | 第1項 | 認可(大臣) | 5① | |
| | | | 第11条 | 第1項 | 認可(大臣) | 5① | |
| | | | 第26条 | | 認可(大臣) | 5① | |
| | | | 第30条 | 第1項 | 認可(大臣) | 5① | |
| 20 | 15 | 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法 | 第16条 | 第5項 | 協議(行政機関の長) | 2⑤ | |

| 見直し状況 | | 一部実施又は未実施の理由 (各府省回答) |
|-------|-------|---|
| 1次見直し | 2次見直し | |
| | ○ | |
| | ○ | |
| | ○ | |
| | ◆ | |
| | ◆ | |
| | ◆ | |
| △ | | 国民が直接口にする飲料水の供給は、国民の生命・健康の維持に直結するため、水道事業の運営には万全を期すべく、事業の変更認可に関する規定を存置することが適当。 また、災害時において他の事業者による緊急応援を求めるなど事業者間で水の融通が図られるよう、あらかじめ広域的な視点からの関与が不可欠。 なお、導入実績が多く地方自治体において定着している浄水方法へ変更する場合は既に軽微な変更(届出で可)としており、その範囲を拡大することを検討。また、給水量、給水人口の変更に係る要件についても、軽微な変更の範囲を大幅に拡大することを検討。 |
| △ | | 国民が直接口にする飲料水の供給は、国民の生命・健康の維持に直結するため、水道事業の運営には万全を期すべく、事業の変更認可に関する規定を存置することが適当。 また、災害時において他の事業者による緊急応援を求めるなど事業者間で水の融通が図られるよう、あらかじめ広域的な視点からの関与が不可欠。 なお、導入実績が多く地方自治体において定着している浄水方法へ変更する場合は既に軽微な変更(届出で可)としており、その範囲を拡大することを検討。また、給水量、給水人口の変更に係る要件についても、軽微な変更の範囲を大幅に拡大することを検討。 |
| × | | 国民が直接口にする飲料水の供給は、国民の生命・健康の維持に直結するため、水道事業の運営には万全を期すべく、事業の変更認可に関する規定を存置することが適当。 また、災害時において他の事業者による緊急応援を求めるなど事業者間で水の融通が図られるよう、あらかじめ広域的な視点からの関与が不可欠。 なお、導入実績が多く地方自治体において定着している浄水方法へ変更する場合は既に軽微な変更(届出で可)としており、その範囲を拡大することを検討。また、給水量、給水人口の変更に係る要件についても、軽微な変更の範囲を大幅に拡大することを検討。 |
| △ | | 国民が直接口にする飲料水の供給は、国民の生命・健康の維持に直結するため、水道事業の運営には万全を期すべく、事業の変更認可に関する規定を存置することが適当。 また、災害時において他の事業者による緊急応援を求めるなど事業者間で水の融通が図られるよう、あらかじめ広域的な視点からの関与が不可欠。 なお、導入実績が多く地方自治体において定着している浄水方法へ変更する場合は既に軽微な変更(届出で可)としており、その範囲を拡大することを検討。また、給水量、給水人口の変更に係る要件についても、軽微な変更の範囲を大幅に拡大することを検討。 |
| △ | | 国民が直接口にする飲料水の供給は、国民の生命・健康の維持に直結するため、水道事業の運営には万全を期すべく、事業の変更認可に関する規定を存置することが適当。 また、災害時において他の事業者による緊急応援を求めるなど事業者間で水の融通が図られるよう、あらかじめ広域的な視点からの関与が不可欠。 なお、導入実績が多く地方自治体において定着している浄水方法へ変更する場合は既に軽微な変更(届出で可)としており、その範囲を拡大することを検討。また、給水量、給水人口の変更に係る要件についても、軽微な変更の範囲を大幅に拡大することを検討。 |
| | ◆ | |

(b) 協議、同意、許可・認可・承認

凡例
 ○: 勧告通り実施
 △: 一部実施
 ◆: 存置許容
 ×: 未実施

| 分野 | 通番 | 法律 | 条 | 項 | 見直し対象 | 講ずべき措置 | 備考 |
|----|----|----------------------------------|--------|-----|----------|---|----|
| 20 | 16 | 下水道法 | 第2条の2 | 第7項 | 同意協議(大臣) | 2③ | |
| | | | 第4条 | 第1項 | 認可(大臣) | 2③(市町村設置の場合は都道府県知事と協議、都道府県設置で流域別下水道整備総合計画が未策定の場合は国交大臣と協議) 6①(その他) | |
| | | | 第25条の3 | 第1項 | 認可(大臣) | 2③(市町村設置の場合は都道府県知事と協議、都道府県設置で流域別下水道整備総合計画が未策定の場合は国交大臣と協議) 6①(その他) | |
| 20 | 17 | 日本下水道事業団法 | 第4条 | 第5項 | 協議(大臣) | × | |
| | | | 第8条 | 第1項 | 認可(大臣) | 3g | |
| | | | 第10条 | 第1項 | 認可(大臣) | 3g | |
| 20 | 28 | 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法 | 第4条 | 第4項 | 同意協議(大臣) | 1a、6①(いずれも2項1号～3号に係る部分) ×(その他) | |
| 20 | 32 | 広域臨海環境整備センター法 | 第5条 | 第2項 | 協議(大臣) | × | |
| | | | 第10条 | | 認可(大臣) | 3g | |
| 20 | 33 | 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法 | 第3条 | 第3項 | 承認(知事) | 6①(下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の事業の転換並びに経営の近代化及び規模の適正化、下水道等の整備等により業務の縮小又は廃止を余儀なくされる一般廃棄物処理業等を行う者に対する資金上の措置に係る部分) ×(その他) | |
| | | | 第4条 | 第1項 | | | |
| 21 | 1 | 社会福祉法 | 第14条 | 第8項 | 同意協議(知事) | 2① | |
| | | | 第73条 | 第1項 | 許可(知事) | × | |
| 21 | 13 | 高齢者の医療の確保に関する法律 | 第133条 | 第2項 | 協議(知事) | × | |
| 22 | 1 | 国民健康保険法 | 第12条 | | 協議(知事) | × | |

| 見直し状況 | | 一部実施又は未実施の理由 (各府省回答) |
|-------|-------|---|
| 1次見直し | 2次見直し | |
| ○ | | |
| ○ | | |
| ○ | | |
| | ○ | |
| | ◆ | |
| | ◆ | |
| | × | 現行規定を存置する 【第4号も財政上の特例措置の対象となる特定支障除去等事業の一部を成すもの】 ○法第4条第2項第1号～第3号については、全て特定支障除去等事業の一部を成すものであり、財政上の特例措置の対象となるため、存置が許容されたものと認識。 ○法第4条第2項第4号に係る部分は、特定支障除去等事業が周辺環境や周辺住民への悪影響を及ぼすことなく適正に行われることを担保するためのものであり、特定支障除去等事業の一部を成すものである。したがって、財政上の特例措置の対象となるものであるから、環境大臣への同意を要する協議は存置する必要がある。 ○同様に、実施計画に定めることとされている事項(法第4条第2項第1号～第4号の各号)においては、起債制限の特例に係る部分と国庫補助等に係る部分とを全く区別しておらず、両者を分けることはできない。 |
| | ○ | |
| | ◆ | |
| | × | 現行規定を存置する 【市町村の支援内容を、都道府県が事前に調整する必要】 ○合理化事業計画に定められた、転換先業務の提供や転換交付金の交付による市町村の支援内容を、都道府県が事前に調整できるように、都道府県の承認制度を存置する必要がある。 ○また、市町村が合理化事業計画に基づきし尿処理業者に転換交付金を交付した場合、その効果を減殺しないため、当該業者は租税特別措置法が適用されることとされている。この際、租税負担の公平性が保たれていることを客観的に示すには、市町村と事業者の当事者に加え、第三者である都道府県が計画内容に関与することによる承認制度が不可欠である。 |
| | ○ | |
| | ○ | |
| × | | 後期高齢者医療制度については、マニフェストに基づき廃止することとしているが、今後、医療保険制度における都道府県の関与を強化すべきと考えており、後期高齢者医療制度についても、広域連合に対する都道府県の関与強化の必要性が指摘されている。このため、事務を行っている多くの広域連合自身も見直しには反対しており、地域主権改革の趣旨からも廃止は不適当である。 また、本規定の取扱いも、医療保険制度に対して、都道府県がどのように関与するかといった本質的な問題を有するものであり、後期高齢者医療制度廃止後の新たな制度のあり方を検討する中で、各方面の意見を十分に伺いながら検討したい。 |
| ○ | | |